

意見等募集の結果について

案 件	茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】（案）について
結果の公表場所	ホームページ、地域福祉課、相談支援課、障害福祉課、保健医療課、長寿介護課、子育て支援課各窓口 情報ルーム（市役所南館1階）
意見募集期間	令和3年1月27日から2月22日まで
意見提出件数	<p style="text-align: center;">25 人 50 件 (うち賛否のみ 0件、対象外 0件)</p> <p>【内訳】</p> <p>総合保健福祉計画【中間見直し】部分への意見・・・・・・・・1件 地域福祉計画【中間評価・見直し】部分への意見・・・・・・・・0件 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【策定】部分への意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45件 障害福祉計画・障害児福祉計画【策定】部分への意見・・・・0件 健康いばらき21・食育推進計画【中間評価】部分への意見・1件 その他全般への意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件</p>
意見募集時 公表資料	「茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】」（案）
結果公表日	令和3年3月30日
担当課	健康福祉部 地域福祉課 政策係 電 話：072-620-1634 F A X：072-621-1660 Eメール：chiikifukushi@city.ibaraki.lg.jp

パブリックコメントの意見概要と市の考え方 茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】

第1編 総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】

No.	項目	ページ	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
1	SDGs達成に向けた取組の推進について	7	「3 すべての人に健康と福祉を」について、丹念に記載されたい。	ご指摘の部分は、SDGs達成に向けた取組の推進として本計画と関連のある目標を掲げていることが趣旨であり、具体的な取組は各施策でもって行うことから、原案とおりとします。

パブリックコメントの意見概要と市の考え方 茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】
第2編第2章 高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）【策定】

No.	項目	ページ	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
1	地域包括支援センターの再編について	45	地域包括支援センターの認知度アップに格別の努力をされたい。	地域包括支援センターの認知度向上並びに利用促進のため、チラシの配布や広報誌等により、市民への周知及びご利用の案内に努めてまいります。
2	介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備の推進について	47	疾病統計に基づいた介護予防施策を推進されたい。	今後も施策の推進に努めてまいります。
3	介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備の推進について	47	介護予防施策の「効果測定」を公表されたい。	ご意見として承ります。
4	要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進について	48	介護者・要介護者に対する施策を充実されたい。	今後も施策の充実に努めてまいります。
5	要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進について	48	いきいき活動ポイント事業は、介護予防に結びついているのか、記載されたい。	計画に記載することは見送りますが、社会参加を行うことで、介護予防の効果が得られるものと考えております。
6	身近な「居場所」の整備について	50	「資源ハンドブック（仮称）」を作成されたい。	他市の事例を参考に検討してまいります。
7	高齢者の「働く場」の創造について	52	シルバー人材センター「会員研修」を強化されたい。	シルバー人材センターは、高齢者の就労機会の提供に大きな役割を果たしていることから、引き続き指導援助に努めます。
8	認知症施策の推進について	53	フレイルの予防、認知症予防・重度化防止を図るための施策のあり方を考えてもらいたい。	関係部局並びに関係機関と連携し、有効な施策を検討してまいります。
9	認知症施策の推進について	53	小中学校校長会・教頭会を通じ積極的に協力要請されたい。	学童期等、子ども世代からの認知症に対する正しい理解は、地域共生社会を実現する上で重要であることから、引き続き講座の実施を小学校校長会・教頭会に働きかけてまいります。
10	認知症施策の推進について	53	見出し中「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」の「容態」を「症状」に修正されたい。	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の7つの柱に示されている表現を引用しているため、原案とおりとします。
11	権利擁護の推進について	55	認知症サポーターの活用を推進されたい。	認知症の人やその家族のニーズを踏まえ、認知症サポーターの活動のあり方について、他市の活動事例等を参考に推進してまいります。
12	在宅療養の推進について	62	「家族介護の会」を「老人介護家族の会」に修正されたい。	修正します。
13	在宅療養の推進について	62	在宅医療・介護連携の方向性を丁寧に記載されたい。	ご指摘の趣旨は一定反映できていると考えておりますことから、原案どおりとします。
14	「はつらつパスポート活用」について	63	「はつらつパスポート活用」を周知されたい。	今後も周知に努めてまいります。

パブリックコメントの意見概要と市の考え方 茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】
第2編第2章 高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）【策定】

No.	項目	ページ	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
15	介護保険事業計画策定の趣旨について	64	感染症・災害対策について明記されたい。	ご指摘の趣旨は一定反映できていると考えておりますことから、原案どおりとします。
16	本市が目指す地域包括ケアシステムの確立に向けた高齢者施策について	67	ウィズコロナ時代に即した高齢者施策を計画に反映されたい。	ご指摘の部分では、地域包括ケアシステムの確立に向けた大きな方向性について記載することが趣旨であることから、原案どおりとします。
17	地区保健福祉センターについて	68	「地区保健福祉センターの機能」について、丁寧に記載されたい。	地区保健福祉センターの機能については、P24～26に記載しているため、主な取組の項目としての記載に留め、原案どおりとします。
18	介護予防教室等の見直しと新たな展開について	71	体操教室の取り組み内容を丹念に記載されたい。	ご指摘の部分は、基本目標を達成するための施策として、主な取組を簡潔に示す趣旨であることから、原案どおりとします。
19	はつらつ出張講座による支援について	71	支援内容を丁寧に記載されたい。	ご指摘の部分は、基本目標を達成するための施策として、主な取組を簡潔に示す趣旨であることから、原案どおりとします。
20	普及啓発・本人発信支援について	78	当事者団体の意見を尊重されたい。	幅広く意見を聞くよう努めてまいります。
21	権利擁護の推進について	82	表に「P55の再掲」と記載されたい。	P55は前計画の評価として実績値と令和2年度の目標値を記載しており、P82は次の3年間における目標値を現状値とともに改めて示していることから、原案どおりとします。
22	第8期介護保険料基準額の算定について	109	第8期介護保険料基準額については、介護会計の黒字・基金とあわせて一般会計から繰入金を実施して、第7期保険料より値上げとならないよう茨木市として努力してください。（同様の意見ほか23件）	介護保険料基準額については、推計した必要な介護サービス量がまかなえるよう、基金等も活用しながら設定いたします。

パブリックコメントの意見概要と市の考え方 茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】
第2編第4章 健康いばらき21・食育推進計画（第3次）【中間評価】

No.	項目	ページ	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
1	事業の効果測定について	177	事業の「効果測定」を公表されたい。	先進事例を参考にしながら、評価指標を検討してまいります。

パブリックコメントの意見概要と市の考え方 茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】
全編への意見

No.	項目	ページ	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
1	概要版について	—	概要版を作成されたい。	新たに策定する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と「障害者福祉計画・障害児福祉計画」につきまして、概要版を作成する予定です。
2	用語説明について	—	脚注と用語説明が重複、整理されたい。	脚注で計画の本文中で説明が必要な用語について記載し、用語説明でこれらをまとめていることから記載が重複しているものであり、原案とおりとします。
3	レイアウトについて	—	レイアウトを工夫、読みやすく編さんされたい。	ご指摘を踏まえ、整理します。

その他の修正事項

No.	分類	ページ	意見の概要	修正事項について
1	障害福祉計画 ①福祉施設から一般就労への移行	139	【計画調整による大阪府からの指摘事項】福祉施設から一般就労への移行目標値について、就労継続支援A型、就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数について、現計画案ではどちらも1.00倍になっておりますが、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方に即した目標設定にさせていただきますでしょうか。	大阪府のご指摘を踏まえ、移行者数を事業所ベースから支給決定ベースに修正したうえで国の基本指針等に沿った目標設定に設定し直します。
2	障害福祉計画 ③相談支援事業及び④成年後見制度利用支援事業	152	【計画調整による大阪府からの指摘事項】住宅入居等支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業について、見込み量を計画へご記載いただきますようお願いいたします。	住宅入居等支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業については、事業実施予定がないため見込み量を設定しておりませんが、ご指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 152ページの19行目「成年後見制度利用支援事業については・・・」の前の段落に、「住宅入居等支援事業については、事業の実施は予定しておりませんが、個別ケースの中で住宅入居等にかかる支援を行います。」を追記します（成年後見制度法人後見支援事業については、同ページ21行目にすでに記載済みのため追記等はいりません。）。